

釧路市立大楽毛中学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条により、本校の全ての生徒が自分が必要とされる存在であると感じ、多様性を認め互いに支え合うことができる取組を進めるとともに、保護者や関係機関、地域住民と学校が一層連携し、迅速かつ組織的な対応を徹底することにより、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目的に策定する。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあり、決して許されるものではない。したがって、本校では、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが最も重要であることを認識しつつ、全ての生徒をいじめに向かわせない未然防止の取組など、学校、家庭、地域住民、その他の関係者の相互の連携協力の下、生徒の健やかな成長を見守り育み、地域全体でいじめの問題を克服することを目指す。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ防止等の対策のための校内組織を設置する。

＊「いじめ対策委員会」の構成

校長、教頭、教務主任、生徒指導部長（学校カウンセラー）、当該学級担任及び学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、その他管理職から指名された者

(2) いじめ問題を発見した場合には、情報収集を綿密に行い、事実関係を明確にする。

(3) いじめ対策委員会では、把握した情報をもとに対応を協議し、的確な役割分担を行い、いじめの解決にあたる。

(4) いじめの内容や実態に応じて、児童相談所や警察・関係機関等との連携、教育委員会の「いじめ解決サポートチーム」との連携を視野に入れて対応する。

3 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) いじめの防止に向けてのポイント

ア 生徒の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

イ 全教育活動を通じて「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。

ウ いじめの未然防止・早期発見のために様々な手段を講じる。

エ 生徒が、いじめ防止に向けた活動を主体的に取り組むための支援を行う。

オ 生徒が、自分の考えや意見を持ち表現できるよう、生徒に対して必要な教育活動を行う。

カ いじめの早期解決のために、当該生徒の安全を保証するとともに、学校と家庭と連携・協力して解決にあたる。

キ 生徒及び保護者の悩みや相談を受け止めることができるよう相談体制を整備する。

ク 生徒一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、生徒との信頼関係を深める。

ケ 全ての教職員の共通理解を図るため、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。

(2) いじめを未然に防止する取組

ア 学校の教育活動全体を通じ、生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促す。

イ 豊かな情操や道徳心、自分の存在と多様性を互いに認め尊重し合える態度等を培う道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

ウ 学校の教育活動全体を通じ、生徒の望ましい人間関係を構築する能力やコミュニケーション能力の育成を図る。～対話的な授業、ソーシャルスキル・トレーニング等

エ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その解消を図るとともに、ストレス等に適切に対処できる力を育む。

オ 全ての生徒が安心して、自己有用間や充実感を得られる学校環境づくりをする。

カ 生徒会が中心となって、全員参加のもとで、全校集会等でいじめ防止に向けた取組を行う。

- キ いじめ問題についての問題意識を地域全体と共有し、学校と家庭、地域が一体となっていじめ防止に向けた取組を推進できるよう、普及・啓発する。
- (3) いじめの早期発見のための措置
- ア いじめを早期に発見するため、生徒に対する定期的な実態調査を年2回実施する。
～「いじめ見逃し0」
- イ アセスによる集団分析を行い、いじめ問題等につながる人間関係や学校生活等での悩みを理解し早期に対応する。
- ウ いじめ調査・アセス実施後、担任との面談を実施する。
- エ 生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。
- (4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策
- ア 発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性等、インターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえ、生徒が情報モラルを身に付ける指導の充実を図る。
- イ インターネットを通じて行われるいじめを防止し適切に対処できるよう、生徒及び保護者に対して必要な啓発活動を行う。
- ウ インターネット上に不適切な書き込み等がないか、定期的にネットパトロールを実施し、早期発見に努める。

4 いじめに対する措置

- (1) いじめに係る相談を受けた場合は、親身になって聴き、速やかに事実の確認を行う。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、学校として組織的に事実関係を把握し、いじめをやめさせ、事実関係を正確に当該保護者に伝え、家庭と連携して解決に努める。
- (3) いじめを受けた生徒・保護者に対するさまざまな支援を検討するとともに、いじめを行った生徒についても、適切な指導と今後の支援について検討し、双方の保護者へ助言を継続的に行うことで、再発の防止に努める。
- (4) いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるための措置が必要であると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる等の措置を講じる。
- (5) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。
- (6) いじめの解消については、いじめ事案の関係者の状況を見極めながら、いじめ対策委員会において協議を行い、いじめを認知した日から3か月をめどにいじめが解消に至ったかを判断する。

5 重大事案への対処

- (1) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 教育委員会の指示により、学校が主体となって当該事案に対して調査を実施する場合、速やかに調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。また教育委員会が主体となって調査を行う場合、学校は当該事案の調査に対して協力する。
- (3) 調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

6 学校評価における留意事項

- (1) いじめを隠蔽せず、いじめの実態の把握及びいじめに対する措置を組織的かつ適切に行うため、いじめ問題への取組について適正に自己評価を行う。
- (2) 学校がいじめ問題への取組について、学校評価の項目に加え、生徒・保護者のアンケート調査、教職員の評価等により目標の達成状況を評価し、取組の改善に生かす。
- (3) 学校がいじめ防止に対する取組やいじめの実態について、学校便りやホームページを用いて保護者や地域に周知する。また、その内容やいじめを発見した時の相談窓口等を必ず入学時、各年度の開始時に資料を配付するなどして情報を共有する。